

令和８年度バス運転手業務のやりがい及び魅力を発信する動画の制作、
並びに当該動画の活用に係る業務委託仕様書

1 件名

令和８年度バス運転手業務のやりがい及び魅力を発信する動画の制作、並びに当該動画の活用に係る業務委託

2 期間

契約締結日から令和９年１月２０日まで

※ただし、制作動画の納品は令和８年１２月２８日とする。

3 業務の目的

市民及びお客様の大切な交通手段であるバス輸送サービスを持続的に提供するためには、運転手の確保・育成を着実に行う必要がある。

しかしながら、大型自動車第二種免許保有者の大幅な減少や高齢化が進展するなど、全国的な運転手の不足は、事業継続上の最大の課題となっている。

また、バス運転手の高齢化に伴う今後の退職者の増加を控えるとともに、現職の離職率を抑え、定着率を増加させる取組も重要になっている。

これまで、川崎市交通局（以下「交通局」という。）では、経験者（他社でバス運転手としての勤務経験がある者）を主なターゲットとして運転手職員を採用してきたが、限られた人材を同業者間で争奪し合うことは、業界全体の衰退、さらには市域バスネットワークの縮小につながるものと危惧される。

そのため、無資格者や運転手業務に関心を持ったことがない幅広い層の若年層（２０～３０歳代）求職者や学生等を主なターゲットとして、バス運転手の仕事の「やりがい」や「魅力」を発信する動画を制作するものである。

併せて、本動画を閲覧した現職運転手が、市民の大切な公共交通を担っている仕事に「誇り」を持てる内容とする。

また、制作した本動画を活用し、幅広い若年層への効果的な発信も本業務において行うものとする。

4 委託業務内容

（１）ＰＲ動画の制作

バス運転手として働くことの「やりがい」や「魅力」、生き生きと働いている運転手職員の姿等を視覚的に広く発信するＰＲ動画を２本（注）制作すること。

（注）２分程度の横型長尺１本、長尺作品を１５秒に編集した横型短尺１本

ア 動画は、採用説明会や本市ホームページ、デジタル広告（ＷＥＢやＳＮＳ広告）等で広報活動に利用することを想定し、２分程度で、将来のバス運転手の担い手となり得る若年層等を主な対象として、バスの運転手として働くことの「やりがい」や「魅力」、仕事内容を紹介し、イメージ向上に資するものとする。

- イ 「バスの運転は難しそうだから不安」といったマイナスのイメージを緩和し、職業としてのバス運転手のイメージ向上に資するものとする。
- ウ 受注者は、本業務着手後 2 週間以内に、パワーポイント資料により、ストーリー構成や映像イメージ（絵コンテ等）などの P R 動画の企画案について 2 ～ 3 案を交通局へ提示し、交通局と協議の上で、決定することとする。
- エ 制作した P R 動画については、デジタルサイネージやデジタル広告での利用を想定した 1 5 秒程度の短縮版も制作すること。
- オ 画像サイズはフルハイビジョン（1920×1080）とし、動画配信サイトや各種デジタル広告（SNS 含む）、各種デジタルサイネージ等で放映できるサイズ・形式とすること。
- カ 交通局所管施設や市バス車両、運転手を始めとする交通局職員以外の撮影場所や撮影対象者の利用調整や撮影許可等の手続きは、受託者において行うこと。なお、運転手及びバス車両は、必ず本動画の撮影対象とすること。
- キ BGM 等用の音源素材の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- ク 肖像権等の問題が生じないように、権利処理等の手続きが必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。
- ケ 動画にナレーションやインタビュー等の音声が入る場合は、テロップを付けること。
- コ 成果物及び成果物を制作する過程で作成された付属物等に係る著作権、所有権、使用权等一切の権利は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、発注者は、成果物等の全てについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

（2）動画の発信

- ア 本業務で制作した広報動画について、上記「3 目的」に掲げた主なターゲット層に対して効果的に発信するための手段・方法について、角度を変えて 2 パターン提案すること。
- イ 提案に当たっては、市のデジタルサイネージを除き、市バス運転手採用業務において、効率的・効果的に広報動画を利用できる媒体等について少なくとも 1 0 以上提示し、その費用や期待できる効果、メリット、デメリット等について整理した書面を提出すること。また、発注者に対し、必要な助言を行うこと。
- ウ 上記アイに関して市と協議の上、発信手段を決定し、それに基づいて、動画配信を行うこと
- エ 動画の視聴回数に関する K P I として、委託期間中、1 0 万回視聴数（広告再生数を含む。）以上とすることを目標とする。

5 成果物

（1）完成動画データ

「4（1）動画の制作」で制作した完成物（動画）は次の基準により納品すること。

- ア ファイル形式は、MP 4 形式とし、データにより納品すること。

イ ウェブサイトや YouTube、SNS 等（短縮版においてはデジタルサイネージ）での放映を想定し、それに適したデータ量とすること。

ウ 本編集動画、動画作成に使用した素材や音楽、動画内容を説明するテキストデータ、映像データからテロップ及びBGMを除いたデータ（白素材）も提出すること。

エ YouTube への投稿を想定し、視聴者の目を引くサムネイルも提出すること。

オ 納品期日 令和8年12月28日

（2）委託業務報告書

「4（2）動画の発信」の実施報告書をデータで提出する。報告書の形式及び内容については、提出前に交通局と協議を行うこと。

6 業務上の注意事項

（1）受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分にすり合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。

（2）業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分析に係る必要最小限の情報のみを処理することとする。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法で送達してはならない。

（3）受注者が業務の一部を再委託する場合には、事前に発注者からの承諾を得ることとし、再委託先から個人情報の漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

（4）本業務で使用する機器、媒体、事務用品等の調達、交通費、通信費等の必要な費用については、受注者の負担とする。

（5）業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。